

京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉の概要

1 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

2 計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に加えて、新たに気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付け、京都市地球温暖化対策条例に規定されている「地球温暖化対策計画」として策定

3 策定のポイント

(1) 2050年の京都の姿―目指す社会像―の提示

自然と共生の中で育んできた生活文化や知恵，新たな技術を融合し，脱炭素が，生活の質の向上，持続的な経済発展と共に実現されている「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」とする。

(2) 2030（令和12）年度までの目標の提示

温室効果ガス排出量40%以上削減（2013年度比）を目指す。

(3) 温室効果ガスの排出抑制・吸収源対策（緩和策）の推進

4つの分野（市民生活（ライフスタイル），事業活動（ビジネス），エネルギー，モビリティ）について，二酸化炭素を排出しないものへの転換を進める施策の展開により，省エネの加速（エネルギー消費量18%以上削減）と再生可能エネルギー利用の飛躍的な拡大（消費電力に占める割合を35%以上に拡大）を図る。また，森林・農地等における吸収機能の保全・強化を図り，二酸化炭素の吸収源対策を推進する。

(4) 気候変動の影響への対策（適応策）の推進

緩和策に最大限取り組んでも，なお生じる気温上昇による影響を回避又は最小化するための，6分野（自然災害，健康・都市生活，水環境・水資源，農業・林業，自然生態系，文化・観光・地場産業）の対策を推進する。

（参考1）策定経過

令和元年 7月 京都市長から京都市環境審議会に次期計画策定について諮問
令和2年11月 京都市環境審議会から京都市長に次期計画策定について答申
令和3年 1月 次期計画案に関する市民意見募集(令和3年1月22日～2月25日)
令和3年 3月 京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉策定

（参考2）京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000000328.html>